

平成27年度

第178回宮城県都市計画審議会議案書

平成27年8月

宮城県都市計画審議会

第178回宮城県都市計画審議会

日 時 平成27年8月28日(金)

午後1時30分から

場 所 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第177回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2321号ほか 3件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第177回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について	3
----------------------------------	---

2 議 案

議案第2321号 栗原都市計画道路の変更について	6
--------------------------------	---

議案第2322号 志津川都市計画道路の変更について	9
---------------------------------	---

議案第2323号 仙塩広域都市計画下水道の変更について	12
-----------------------------------	----

議案第2324号 志津川都市計画事業志津川地区被災市街地 復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する 意見書について	別冊
--	----

第177回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

議案番号	関係市町村	件名	処理結果
第2319号	七ヶ浜町	仙塩広域都市計画事業花刈浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について	下記のとおり
第2320号	仙台市	仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について	下記のとおり

1 議案第2319号の処理結果について

- (1) 平成27年6月12日付け都市第202号で、知事から意見書提出者及び施行者である七ヶ浜町長に対し、議決結果（不採択）について通知した。
- (2) 知事は、下記により、土地区画整理事業の事業計画変更を認可した。
平成27年6月19日付け宮城県（都市）指令第47号

2 議案第2320号の処理結果について

- (1) 平成27年6月15日付けで、付議者である仙台市長から意見書提出者に対し、議決結果（不採択）について通知した。
- (2) 仙台市長は、土地区画整理事業の設計の概要の変更について、平成27年7月14日付け国東整計都城第2号で、国土交通省東北地方整備局長の認可を受けた。

※報告事項（仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業における建議・附帯意見に対する取組）について

前回の審議会での議論を踏まえ、平成27年6月30日付け宮都審第3号で、宮城県都市計画審議会会長から施行者である名取市長に対し、閑上地区の都市計画に係る民意調達について意見した。

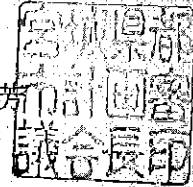
宮 都 審 第 3 号

平成 27 年 6 月 30 日

名取市長 殿

宮城県都市計画審議会

会長 森杉 壽芳



閑上地区の都市計画に係る民意調達について

当審議会は、貴市の閑上地区における都市計画及びこれに関連する復興事業における民意調達のあり方について、平成 25 年 11 月 12 日付け宮都審第 14 号で建議をしたところです。

本件建議に対するその後の貴市の取組みについて、先般開催された当審議会において報告を受け、委員間で議論したところ、別紙のとおり意見を取りまとめましたので申し述べます。

全ての被災住民の生活が再建されるまでの道のりは今後も続くものと思われませんが、当審議会としては引き続き名取市の取組みを見守っていく所存ですので、貴市におかれましては、当審議会の意見を踏まえ、より多くの住民が満足するまちづくりを推進されますようお願いいたします。

別紙

当審議会の建議以降、名取市においては、被災住民に対する意向確認の取組みや住民主体のまちづくり体制の構築等、民意調達手法について改善に努めていることが確認できた。特に、「閑上地区まちづくり協議会」の設立等により、住民主体によるまちづくりの検討結果を事業計画に反映させている点は、将来のまちづくりに対し住民に希望を持たせるものであり、評価されるべきものである。

一方、今後の住まいの意向について、市が確認できていない、あるいは希望がかなわないという住民もいまだ多く存在しており、被災住民の意向を適切に把握し、将来的な再建の方針を示していくことが課題の一つとなっている。

名取市は、今後とも民意調達をしっかりと行い、被災住民の意向に沿った再建がかなうよう可能な限り努力することが重要と考える。

栗原都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

栗原都市計画道路の変更(宮城県決定)

栗原都市計画道路中 3・3・1 号国道幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
幹線街路	3・3・1	国道 幹線	栗原市 築館字 照越 八ツ沢	栗原市 築館字 城生野 入の沢	栗原市 志波姫 堀口 御駒堂	約 7,210m		4車線	25m		区域の一部変更 幹線街路と平面 交差の追加
	構造形式 の内訳	栗原市 築館字 内南沢	栗原市 築館字 内沢	栗原市 築館字 内沢	約 370m	嵩上式	/	25m	/		
		栗原市 志波姫 堀口館輪	栗原市 築館字 下宮野 小牧	栗原市 築館字 志波姫 堀口館輪	約 420m	嵩上式		23m			
					約 6,420m	地表式	/	23m ～ 25m	東北縦貫自動車道と立体 交差 幹線街路中央線及び幹 線街路源光町田線と立体 交差 幹線街路と平面交差 6 箇 所	・幅員はm単位 で記載	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

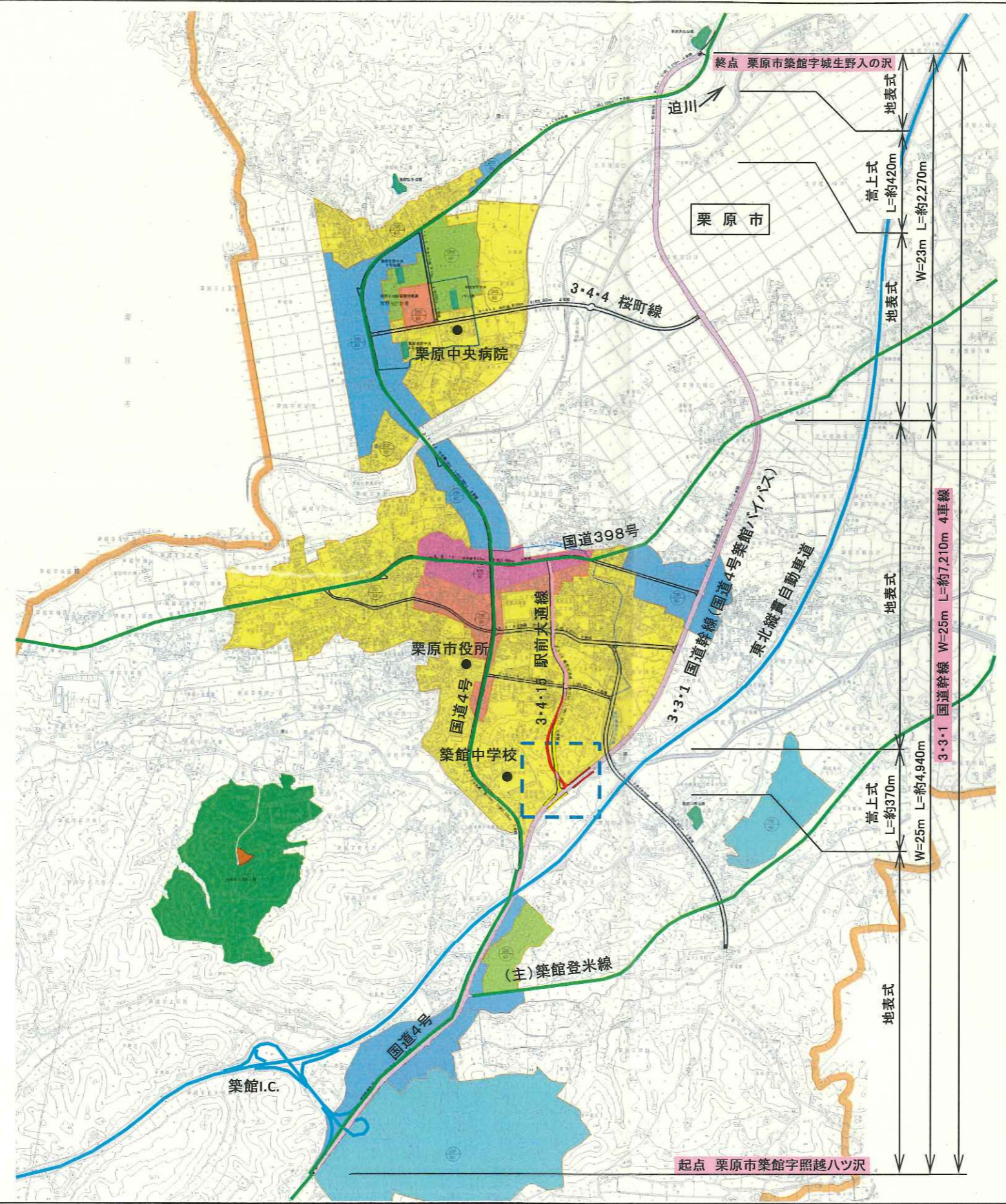
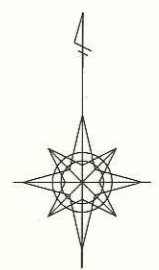
理由

本路線を終点とする都市計画道路駅前大通線の交差位置が変更となることから、交差点として必要な区域を変更する。

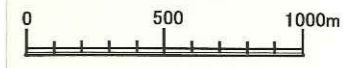
栗原都市計画道路 総括図

議案第2321号

栗原都市計画道路の変更（栗原市）



凡例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域
	変更する箇所



志津川都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

志津川都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中 3・4・2 号五日町御前下線を 3・6・2 号五日町御前下線に名称を改め、次のように変更し、3・6・3 号汐見田尻畑線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経路地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・2	五日町御前下線	南三陸町志津川字五日町	南三陸町志津川字御前下	南三陸町志津川字城場	約 1,940m	地表式	2 車線	11.5m	J R 気仙沼線と平面交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	名称の変更 区域の一部変更
	3・6・3	汐見田尻畑線	南三陸町志津川字汐見町	南三陸町志津川字田尻畑	南三陸町志津川字竹川原	約 1,270m	地表式	2 車線	11.5m	J R 気仙沼線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	区域の一部変更

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

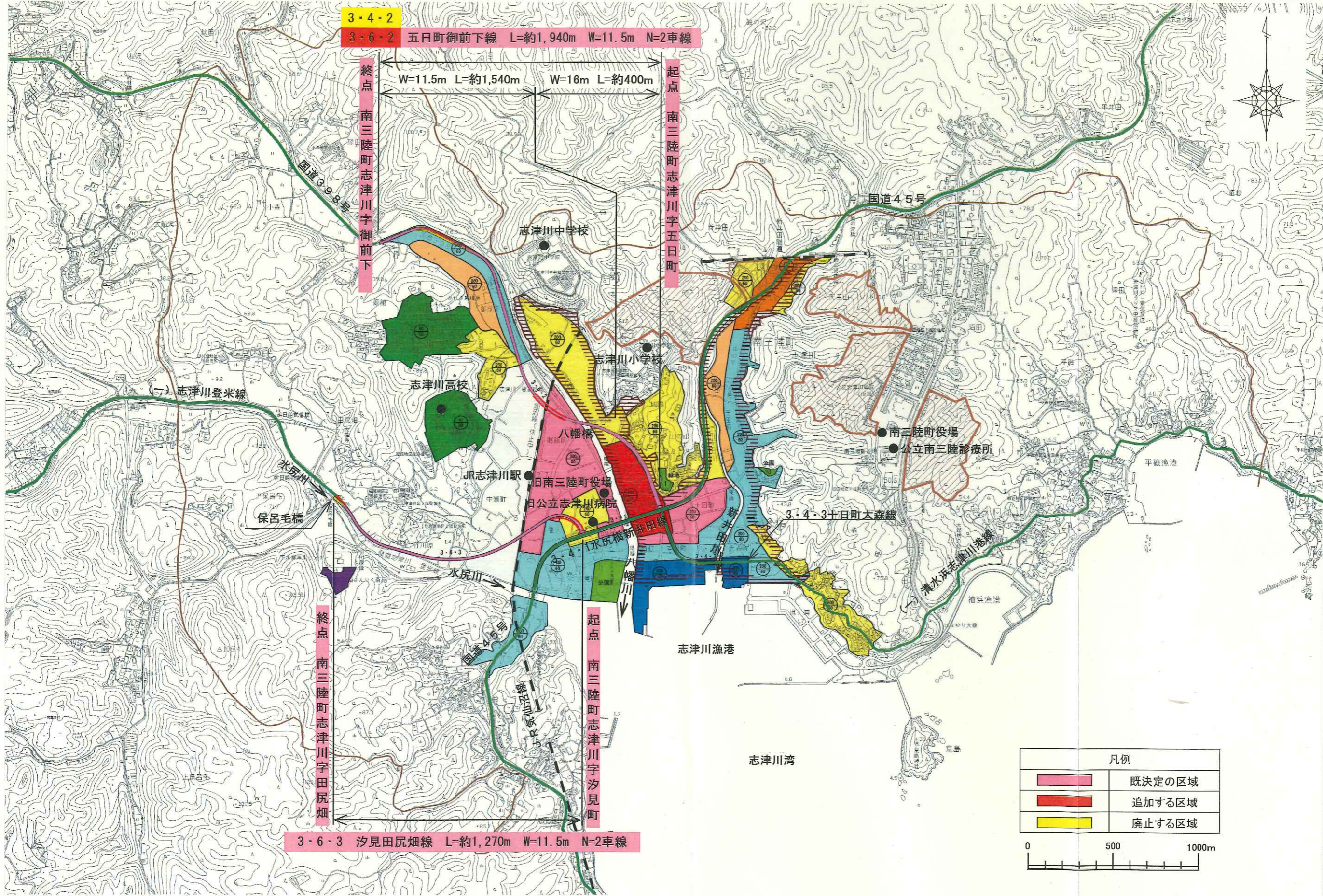
理由

隣接する河川災害復旧事業との調整等のため、区域の一部を変更するもの。

志津川都市計画道路 総括図

議案第2322号

志津川都市計画道路の変更（南三陸町）



3-4-2
3-6-2 五日町御前下線 L=約1,940m W=11.5m N=2車線

W=11.5m L=約1,540m W=16m L=約400m

終点 南三陸町志津川字御前下

起点 南三陸町志津川字五日町

終点 南三陸町志津川字田尻畑

起点 南三陸町志津川字汐見町

3-6-3 汐見田尻畑線 L=約1,270m W=11.5m N=2車線

凡例	
	既定の区域
	追加する区域
	廃止する区域



仙塩広域都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画下水道の変更（宮城県決定）

仙塩広域都市計画仙塩流域下水道「4 その他の施設」中仙塩中央処理場を次のように変更する。

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
仙塩中央処理場	多賀城市大代一丁目及び大代六丁目、 七ヶ浜町湊浜字新田前及び湊浜字正監	(変更前面積約208,890㎡) 面積 約205,800㎡

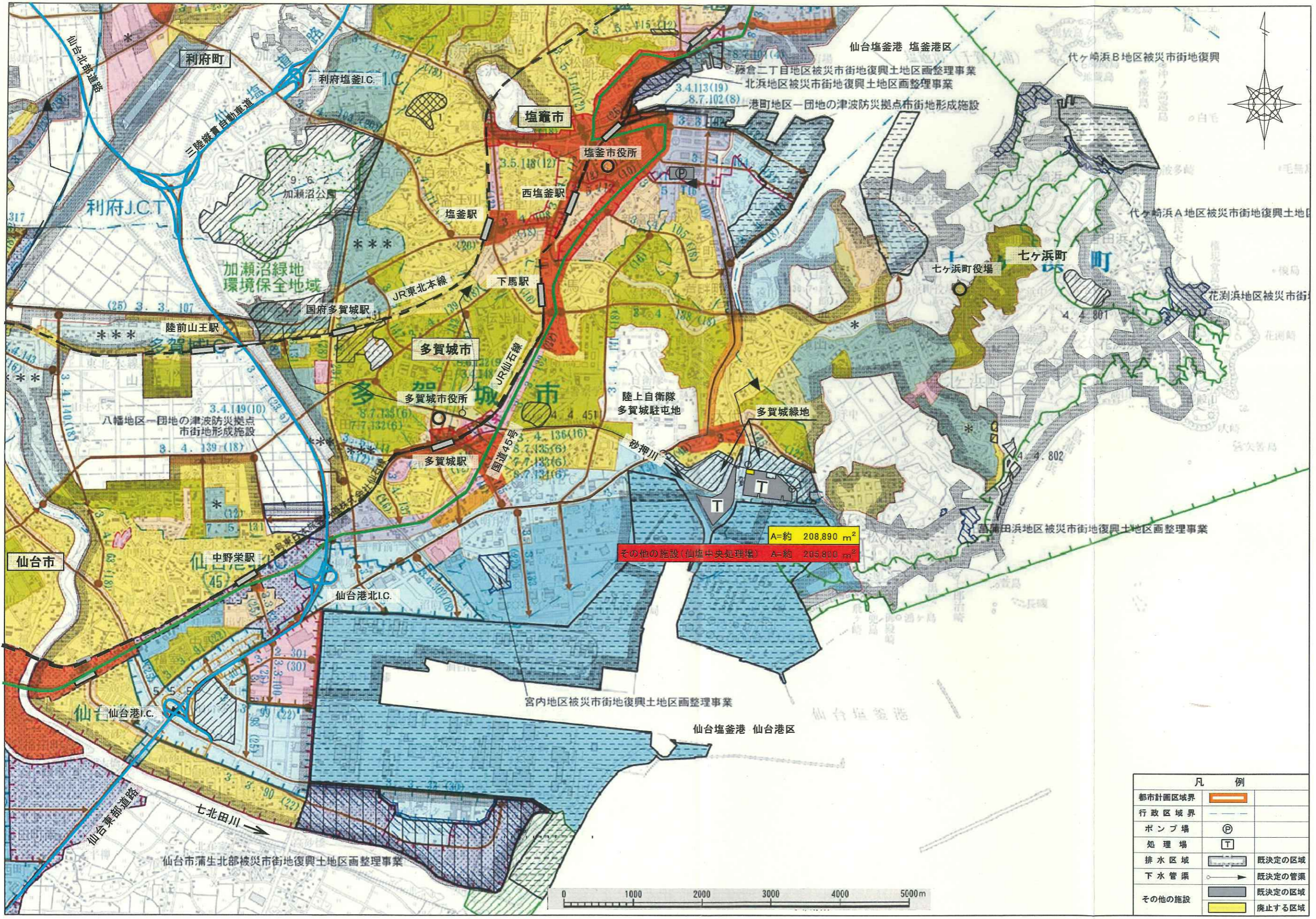
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

多賀城市における震災後の雨水全体計画の見直しに基づき、大代東ポンプ場の施設規模及び位置を変更する必要が生じたことから、仙塩中央処理場の一部を大代東ポンプ場用地として利用するため、区域の一部を廃止するもの。

仙塩広域都市計画下水道 総括図

議案第2323号



凡 例	
都市計画区域界	— (Orange line)
行政区界	- - - (Dashed line)
ポンプ場	Ⓟ (Circle with P)
処理場	T (Square with T)
排水区域	■ (Blue hatched) 既定の区域
下水管渠	— (Blue line with arrow) 既定の管渠
その他の施設	■ (Grey hatched) 既定の区域
	■ (Yellow) 廃止する区域